



男女共同参画推進センターにおける支援制度 【保育支援制度】

概要

緊急かつやむを得ず、通常利用しているサービス以外の保育サービスを利用した際の利用費の一部補助を行っています。

支援内容

- ・ベビーシッター利用料金
 - ・一時保育利用料金
 - ・病児・病後児保育料金 について
- 1回の利用につき、「1,200円」を補助します。
※同一世帯は以下の上限が定められています。
- ・1ヶ月に4回(4,800円)
 - ・年間36,000円
- ※予算の都合によっては、年度途中で支援が中止する可能性もあります。

申請方法



利用対象者

- ・本学の教職員（非常勤職員含む ※ただし、社会保険加入者）
- ・土日祝日での勤務、子の病気等により、緊急かつやむを得ず通常利用しているサービス以外の保育サービスを利用しなければならない者

対象年齢

0歳から中学校就学前までの乳幼児・児童

対象となる保育サービス

- ・事業者の提供するサービス
- ※個人間の契約に基づくものは対象外
- ・1回の利用負担額が1,200円以上のサービス
- ※1,200円未満のサービスは対象外

〈問い合わせ先〉
男女共同参画推進センター



[TEL] 099-285-3012 (内線3012)

[E-mail] gender@kuas.kagoshima-u.ac.jp

提出期限：利用翌月5日まで
※必着
 (1ヶ月分まとめて)

男女共同参画推進センター
 《提出先》人事課男女共同参画企画係

【さつつん保育園・さくらっ子保育園利用の場合】

提出期限：利用翌々月5日まで ※保育料口座引き落としが利用翌月下旬になるため

提出書類：①保育支援制度利用補助請求書

②通帳の保育料引き落としが分かる箇所の写し

③保育料実績表の写し

